

熊本県学校・警察相互連絡制度

熊本県では、学校と警察が、児童生徒の非行防止、被害防止、安全確保その他の健全育成を図ることを目的として

「熊本県学校・警察相互連絡制度」

を運用しています。

連絡対象事案が発生した場合は、学校から警察へ、警察から学校へ相互に連絡しています。



熊本県学警連事務局

〔連絡先〕

熊本県警察本部

少年課

096-381-0110

内線3082~3086

《連携機関》

- ・県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- ・県内の学校組合立小学校、中学校
- ・県私立中学高等学校協会に加盟する中学校、高等学校
- ・熊本大学教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校
- ・県内の国立高等専門学校
- ・県教育庁、県内の市町村教育委員会、県内の学校組合教育委員会、県私立中学高等学校協会
- ・県警察本部、県内の警察署

★警察からの連絡対象事案★

○犯罪少年

○触法少年（13歳以下で法令に触れる行為を犯した少年）

○ぐ犯少年

○不良行為少年

《不良行為とは》

一般的に言う少年補導の対象行為であり、飲酒・喫煙・深夜はいかい・怠学などを言います。

○その他必要と認めた事案

先生方へのお願い

本制度の趣旨は前記のとおりであり、学校における生徒指導の参考としていただくためのものです。

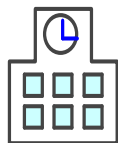
児童・生徒及び保護者の皆さんには、是非各家庭で確認していただき、規範意識を身に付ける機会にして欲しいものです。

つきましては、各学校の状況に応じて、保護者説明会等の機会に別添資料の活用をお願いします。

なお、別添資料を配布の際は、各学校で印刷の上、配布をしていただきますようお願いいたします。



家庭で確認しましょう！



学校・警察相互連絡制度



学校と警察では、子どもの健全な育成のために、児童・生徒の個別の事案を相互に連絡する制度を設けています。

学校から警察へ

- いじめ、非行等問題行動に係る事案
- 犯罪被害に係る事案
- 安全(交通安全を含む。)に係る事案
- その他学校が必要と認めた事案

警察から学校へ

- 窃盗など犯罪行為により検挙・補導した事案
- 飲酒・喫煙・深夜はいかいなどの不良行為事案
- 犯罪被害に係る事案
- 安全(交通安全を含む。)に係る事案
- その他警察が必要と認めた事案

児童・生徒、保護者の皆さまへ

○法律や校則、約束事は、児童・生徒の安全で安心な生活を守るために決められているものです。
○家庭内できまりを守る習慣をつけましょう。
○警察から学校へ連絡すべき事案が発生した場合は、警察から学校に氏名や事案の概要を情報提供しています。
補導や取調べなどを受けたときは、速やかに自ら学校に申し出て、学校の指導に従うようにしましょう。

